

広告掲載取扱要領

地下鉄太秦天神川駅サンクンガーデンへの、デジタルサイネージの設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等（以下「広告設置者」という。）を募集します。

広告媒体	施設の名称	地下鉄太秦天神川駅サンクンガーデン
	施設の所在地	京都市右京区太秦下刑部町
	施設の概要	地上から地下鉄太秦天神川駅改札口に至るまでに設置された地下広場
	利用日	年中無休
	開館時間	24時間
	年間利用者数	1. 7万人/日（令和5年度）
広告の規格	広告設置位置	サンクンガーデン（別図参照）
	広告の大きさ	<p>広告のサイズと仕様は提案してください。</p> <p>筐体のサイズは、縦：約2.5m、横：約3m、奥行：約0.5mに収まるようにしてください。</p> <p>ディスプレイのサイズは、70～75インチに収まるようにしてください。</p>
	設置台数	1基
	その他の仕様	<p>広告やデジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体</p> <p>ア 適切なサイズの媒体を設置すること。</p> <p>イ 点字ブロックに隣接して筐体を設置する際は、300mmの離隔を取ること。</p> <p>ウ ディスプレイ数は1つとすること。</p> <p>エ 地震時等を含めて転倒等しないよう、しっかりと固定すること。設置については、工事期間中も含め、施設の利用・管理に支障を及ぼさないものであること（別途、調整を要する場合がある。）。</p> <p>オ 設置する筐体やディスプレイの色合いは周囲と調和の取れたものにする。</p> <p>カ 筐体等に「広告」（太字ゴシック、縦5mm×横10mm）と表示すること。なお、広告枠外に「本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」と記載しますのでご了承ください。</p> <p>キ 音声は流さないこと。</p> <p>ク 筐体に周辺案内図機能を設けること。周辺案内図の大きさは、筐体の広告掲載面の概ね4分の1程度の大きさとする。</p>

掲載条件	広告料金（税抜）	<p>公募型指名競争入札制度により決定します。</p> <p>なお、予定価格は800,000円/年とします。</p> <p>* 広告料金には、デジタルサイネージに係る電気使用料を含みます。</p> <p>* 上記とは別に、所定の基準に基づき算定する道路占用料をお支払いいただきます（1㎡当たり、24,000円/年）。</p> <p>* 年度途中に広告掲載を開始・終了する場合は、日数を日割りした額とします。</p> <p>* 契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更後の消費税率を適用するものとします。</p>
	広告掲載期間	<p>広告掲載期間は道路占用開始日から5年間とします。</p> <p>* 広告掲載は、令和7年2月1日から開始してください。</p> <p>* 広告掲載期間には、持込み媒体等の設置・撤去期間を含みます。</p>
	広告物の作成主体	<p>・デジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体は、広告設置者において用意してください。</p> <p>・デジタルサイネージに表示する広告については、広告設置者において制作してください。</p>
	広告物の設置主体	<p>・広告物やデジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置及び撤去は、広告設置者の負担において実施してください。</p> <p>・撤去後は、広告設置者の責任で原状回復してください。</p>
	広告物の設置方法	<p>広告物やデジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置方法については、本市と事前に協議してください。</p> <p>・現地での広告設置や電気工事については、原則として終電から始発までの間で行ってください。</p> <p>・広告設置者が原因により生じた苦情や第三者に生じた損害の賠償等に関しては、広告設置者が自らの責任と負担により解決してください。</p> <p>・原則として、京都市の費用負担はないものとします。</p>
	広告物の設置期限	<p>広告掲載開始日までに掲載してください。</p>

掲載の基準	関係規程 (必ずお読みください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市広告事業実施要項 ・京都市広告掲載基準 ・京都市屋外広告物等に関する条例等 ・広告内容の業種ごとに定める関係規程・法令等 <p>* 掲載する広告の内容等が、上記関係規程から逸脱している場合は、広告の内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告取扱業者への催告その他何らかの手续をすることなく、広告を取り消します。</p>
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	特になし
申込手続等	申込資格	<p>広告やデジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置から広告の表示までを一括して扱える広告代理店等とします。</p> <p>また、広告掲載申込書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に記載されている者であって、かつ、下記（1）から（4）に掲げる条件を満たすものとします。</p> <p>（1）申請日から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。</p> <p>（2）本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人、若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者と同一人でないこと。</p> <p>（3）代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>（4）団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで「申込手続等について」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html) を確認してください。</p>

<p>申込方法</p>	<p>所定の広告掲載申込書（第3号様式、京都市ホームページからダウンロード可）に、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください（郵送する場合は、書留郵便で申込期間内に必着）。また、広告やデジタルサイネージに係る筐体やディスプレイ等の持込み媒体の設置イメージを記載した書類（A3サイズ1枚以内、様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、広告掲載期間中に消費税率が変更された場合の広告掲載料は、変更後の価格により算出された金額となります。</p> <p>広告掲載申込書等の受領後、広告事業指名競争入札通知書及び広告事業入札書を令和6年11月15日（金）までに送付します（郵便事情の関係もあるため、同日午後5時までに到着しない場合は、道路河川管理課まで連絡してください）。</p> <p>京都市競争入札参加資格のない方については、原則として、必要書類を申込書と併せて提出してください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。</p>
<p>申込期間</p>	<p>令和6年10月18日（金）～令和6年11月7日（木）</p> <p>書類の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。</p>
<p>広告設置者の決定方法</p>	<p>公募型指名競争入札で決定</p> <p>執行日：令和6年11月22日（金）</p> <p>* 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格を上回る入札がなく、入札が成立しない場合は、この入札を無効とします。</p> <p>* 詳細は、広告事業指名入札参加通知書で再度確認してください。</p>

その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告設置者には、別途、道路占用許可申請を行っていただきます。 ・ 広告内容については事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります。）。 ・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です（新しい広告物を用意してください。）。 ・ 契約期間中に広告設置者側の都合により、広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。 ・ 広告内容に関する責任は、広告設置者が覆うものとし、万一紛争等があった場合には、広告設置者の責任及び負担において解決してください。 ・ 現地の見学を希望される方は、下記問合せ先まで連絡してください。 ・ 広告設置者の決定後、本媒体への広告掲載者の募集情報及び広告設置者の問合せ先等を、京都市広告事業のホームページ上で公開します。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問合せ先	<p>京都市建設局道路河川管理課（担当：榎木 薫、大塚） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3564 FAX番号 075-213-0167</p>

太秦天神川駅サンクンガーデンの広告設置箇所について

○ 位置図



○ 現在の状況 (地上からサンクンガーデン方向)

